公益財団法人全日本軟式野球連盟審判委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟審判委員会(以下「審判委員会」という)に関する、 必要な事項を定める。

(目的)

第2条 定款第3条の目的に基づき、定款第4条での事業推進への戦略の方策として、公認審判員の技術の向上、人材の確保、そして育成のために、組織の強化と資格制度の統一化により、審判活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織の定義)

第3条 この規程を組織の定義として定める。

審判委員会は、技術委員、ブロック幹事、技術指導員、技術研修員、支部審判部長、公認審判員で構成する。

(審判委員会の業務推進)

第4条 審判委員会は、次の業務活動を推進する。

- (1) 全国統一した組織を構築して公認審判員の強化を図る。
- (2) 野球規則改正・競技者必携編集・審判講習会計画及び審判技術の研究と改善に関すること。
- (3) 公認審判員の育成、審判技術力の向上に努める。
- (4) 野球競技の全国大会開催における、審判員の要請及び派遣選考に関すること。
- (5) 他団体との交流を、積極的に進め審判活動の推進を図る。
- (6) 全日本野球協会と連携を図り、事業活動に寄与する。
- (7) 野球競技の底辺拡大に努め、軟式野球の普及・発展を図る。
- (8) 理事会において必要と認めた事項に関すること。
- (9) 野球競技の繁栄を目的にシステムの改善と円滑な競技運営を図る。
- (10) 公認審判員の資格制度に関すること。

(技術委員の選出)

第5条 技術委員は、委員長及び副委員長(2名)と委員(6名)により構成する。委員は、各ブロック技術指導員からブロックで選出し、会長が委嘱する。任期は70歳までとする。

ブロック区分は次のとおりとする。

- 1 北海道ブロック ・・・ 北海道(01)
- 2 東 北ブロック ・・・ 青森(02)・岩手(03)・宮城(04)・秋田(05)・山形(06)・福島(07)

- 3 関 東ブロック・・・ 茨城(08)・栃木(09)・群馬(10)・埼玉(11)・千葉(12)・東京(13)・ 神奈川(14)・山梨(15)
- 4 北信越ブロック・・・ 新潟(16)・長野(17)・富山(18)・石川(19)・福井(20)
- 5 東 海ブロック・・・ 静岡(21)・愛知(22)・三重(23)・岐阜(24)
- 6 近 畿ブロック・・・ 滋賀(25)・京都(26)・大阪(27)・兵庫(28)・奈良(29)・和歌山(30)
- 7 中 国ブロック・・・ 鳥取(31)・島根(32)・岡山(33)・広島(34)・山口(35)
- 8 四 国ブロック・・・ 香川(36)・徳島(37)・愛媛(38)・高知(39)
- 9 九 州ブロック ・・・ 福岡(40)・佐賀(41)・長崎(42)・熊本(43)・大分(44)・宮崎(45) 鹿児島(46)・沖縄(47)

(技術委員の任務)

第6条 技術委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 各ブロックの審判部長の任にあたる。
- (2) 審判委員会の運用にあたる。
- (3) 全国大会において審判委員長の任にあたり、全国大会派遣審判員並びに大会審判員の技術指導を行う。
- (4) 審判講習会(研修員講習会・地区研修会・ブロック講習会)の指導を行う。
- (5) 全軟連への規則等に関する質疑事項の対応を行う。
- (6) 競技に関する諸規則の見直し改善を理事会へ提案する。

(ブロック幹事の選出)

第7条 第5条のブロック単位にブロック幹事を置く。ブロック幹事は技術指導員の内から各ブロックが選出し、 ブロック会長が委嘱する。任務としては地区研修会・ブロック講習会を計画し遂行する。

ブロック幹事の任期は、60歳までとする。

(技術指導員、技術研修員)

第8条 各都道府県の、登録チーム数により支部単位に技術指導員を次のとおり置く。

- (1) 登録数が「2,000チーム以上(5名)・1,000チーム以上(4名)・1,000チーム未満(3名)」とする。
- (2) 登録数が「1,000 チーム未満」で地域移動が広域の場合の特区につき、1名の増員を申請し理事会の承認があれば認めるものとする。なお、増員1名に係る講習会等参加費用一切はその支部が負担するものとする。
- (3) 技術指導員は、研修員講習会3年・ブロック講習会3年を受講し有資格者となる。なお、技術研修員は卒業年度のブロック講習会に講師として勤務する。
- (4) 技術指導員は、各支部の審判技術講習会を計画しこの任にあたる。また、ブロック講習会の講師、 アシスタントを行う。
- (5) 技術指導員は、全国大会、ブロック大会の派遣審判員を務める。

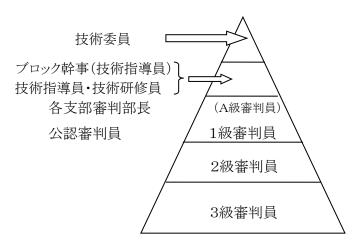
- (6) 技術指導員は、地区 (①北海道・東北 ②関東 ③東海・北信越 ④近畿・中国・四国・九州)の研修会を受講しなければならない。
- (7)技術指導員の任期は63歳までとし、ただし、全国大会派遣は60歳までとする。各都道府県は、技 術指導員が60歳になる年に技術研修員を選出し全軟連に報告する。

(全国大会の定義)

第9条 この規程における全国大会とは、全軟連が主催する大会及び各ブロック大会をいう。

(委員会の組織)

第10条 審判委員会の組織は図のとおりとする。



- (1) 元技術委員・元技術指導員は各都道府県の若手審判員の指導、育成に携わる。
- (2) 若手審判員の育成と他組織との交流を推し進めるため、A級審判員制度を設ける。1級審判員の内、40歳前後の審判員からブロック講習会時試験を行い一定レベル以上の者にA級審判員の称号を与える。
- (3) A級審判員は、全日本野球協会の都道府県インストラクター制度対象者とする。
- (4) 登録の公認審判員は、毎年規則改正及び審判技術講習会の受講が必要である。
- (5) 1級審判員を取得し、2年経過した審判員は、全日本野球協会1級審判員受験が可能になる。
- (6) 各都道府県は、審判組織内に指導員・技術員制度を制定し強化運用を図ることができる。
- (7) 公認審判員の資格を取得し、全軟連に登録(第12条)した審判員は、第9条の全国大会およびブロック大会の公認審判員としてその業務に携わるものとする。

(会議)

第11条 技術委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- (1) 委員長が必要と認めたときは、会長、専務理事、業務執行理事は、会議に出席して意見を述べることができる。また、会議には会員を出席させその意見を聴取することができる。
- (2) 技術指導員会議を開催し、統一した指導方法並びに、審判技術の向上を図る。

(3) ブロック幹事及び支部審判部長会議を開催し、ガバナンスの組織体制の確立を推進する。

(部会)

第12条 技術委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会を置くことができる。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、平成26年4月17日より施行する。